



## 在宅医療に係る医療機関の機能の整理

	在宅療養支援診療所 /病院 (診療報酬)	在宅医療において積極的役割 を担う医療機関 (医療計画) ※在宅療養支援病院/診療所の中から位置づけられることを想定	今後の地域医療支援病院 の役割について (医療法)
在宅医療提供に係る役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独又は連携により、24時間体制で在宅医療を提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら24時間対応体制の在宅医療を提供</li> <li>・<u>夜間や急変時の対応等、他の医療機関の支援</u></li> <li>・災害時に備えた体制構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの在宅医療提供は必須ではない</li> </ul>
在宅療養患者の入院に係る役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院機能を有する場合には、緊急時に在宅での療養を行っている患者が入院できる病床を常に確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院機能を有する場合には、急変時受け入れやレスパイトなどを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地域の医療機関において対応困難な重症例の受け入れ</u></li> </ul>
関係者間の連携に係る役割		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現場での多職種連携の支援</u></li> <li>・在宅医療・介護提供者への研修の実施</li> </ul>	<p>※ 医療法では、在宅医療の提供の推進に関する支援として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療提供事業者の連携の緊密化のための支援</li> <li>・患者や地域の医療提供施設への在宅医療提供事業者に関する情報提供</li> </ul> <p>が例示されているが、今後の役割をどう考えるか。</p>

(参考)在宅医療連携拠点

- ・地域において多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を担う。
- ・地域の実情に応じて、市町村、地域医師会等、自ら在宅医療を提供しない主体も拠点となりうる。
- ・標準的な規模の市町村の人口(7~10万人程度)につき1カ所程度を目途に設置されることを想定。